

「不当労働行為」とは

1. 不利益に取り扱うことの禁止（労働組合法第 7 条 1 号）

- 労働者が ①労働組合の組合員であること
②労働組合に加入しようとしたこと
③労働組合を結成しようとしたこと
④労働組合の正当な行為をしたこと

を理由に、その労働者を解雇し、その他不利益な取扱をすること。

※その他不利益とは、非常に解釈が広いので注意が必要です。

2. 黄犬契約(yellow dog contract)の禁止（労働組合法第 7 条 1 号）

- 労働者が ①労働組合に加入しないこと
②労働組合から脱退すること

を雇用条件とすること。

3. 団体交渉の応諾義務（労働組合法第 7 条 2 号）

使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉することを、正当な理由なく拒否すること。

4. 支配・介入の禁止（労働組合法第 7 条 3 号）

使用者が ①労働組合の結成や、労働組合の運営を支配したり、これに介入したりすること。

②労働組合の運営のために、経理上の援助を与えること。

5. 報復的な不利益取り扱いの禁止（労働組合法第 7 条 4 号）

労働者が ①不当労働行為の申し立て、再審査の申し立てをしたこと

②労働委員会が審査、調整を行う場合に、証拠を提示し、または発言をしたこと

を理由として、その労働者を解雇し、その他不利益な取扱をすること。

6. 過去に多発した不当労働行為の事例

①従業員を個別に呼び、事情聴取する。(組合からの脱退を勧誘、組合加入への妨害)

②労働条件（賃金、労使慣行、配転、出張、出向など）を組合と協議なく変更する。

③組合を結成したことで担当業務を変更したり、従来より厳しい労務管理をする。

④組合を結成したことで、組合員のあら探しをして処分する。

⑤従業員の前で、管理職が不安を煽る言動をする。(組合があると会社の業績が悪化する、潰れるなど、組合批判と受け取れる言動)

⑥組合員に対し昇給、賞与などで差をつけたり、他の従業員と比較し、厳しい処分をする。

⑦雇用契約の更新を拒否する。(臨時職員、嘱託、パート、アルバイトなどの場合)

⑧身元保証人や両親などに連絡し、組合員に圧力をかける。

⑨ 上部団体からの脱退勧誘や、組合の役員構成等にクレームをつける。

「組織化」と「真剣な団体交渉」が減少すれば不当労働行為すら起こらない状態になる

- ・ 既得権を守る
- ・ 対立
- ・ 労働委員会は「公益委員」（学者や弁護士など公益を代表する人）、「労働者委員」（労働組合役員など労働者を代表する人）、「使用者委員」（会社経営者など使用者を代表する人）の三者構成

「労働委員会」をもっと知り、積極的に活用を

- ・ 労働紛争は「集団紛争」と「個別紛争」
- ・ 「不当労働行為を判定する機能」と「あっせん・調停・仲裁などの調整的な機能」
- ・ 個別紛争のあっせん

なぜ既存の労働組合が労働委員会を活用しなくなったのか

- ・ 不当労働行為事件の新規申立件数、係属事件数の状況
- ・ 都道府県労働委員会【表1】【表3】
- ・ 中央労働委員会【表2】【表4】
- ・ 労働委員会命令に対する不服

団体交渉における不当労働行為

- ・ 使用者側のマニュアル本
 - ① 組合には組合員名簿や組合規約の提出を求める
 - ② 団体交渉の開催場所は社外にする（組合を社内に入れない）
 - ③ 団体交渉の時間を短く制限する
 - ④ 団体交渉に出席する組合員の人数は会社側の出席者数と同数に制限する

a 資料を出さない

b 固執する

c 意地悪な回答

d 回答を引っ込める

e 権限のない者による交渉応諾

f 明らかに嘘をつく

g 茶化す

h はぐらかす

i 合意事項の書面化(労働協約化)の拒否

労働委員会への救済申立は準備万端で臨む

スピード重視、自分でやってみる

- ・被申立人は〇〇してはならない。(例えば、組合と団体交渉を経ずに就業規則を変更してはならない)
- ・被申立人は、〇〇についての団体交渉に誠実に応じなければならない。(例えば、年末一時金)
- ・被申立人は、団体交渉を不誠実に行うことによって、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- ・陳謝文の掲示(ポストノータイス)を求める。
- ・本年〇月〇日、組合は会社に対し抗議文を手交した(甲第3号証)

何を立証するか

- ・「無関与和解」と「関与和解」

いい加減な申立はダメ

確実な証拠を集める

- ・いつ、どこで、誰が、誰に、何と言ったか
- ・メールや LINE の「組合から脱退しろと上司から言われた」などといった書き込み
- ・「社長が〇〇と言ったらしい」というような曖昧な話

書面を送って証拠にする

- ・抗議文が「甲第 1 号証」として「〇月〇日、不当労働行為が発生し、これに対し組合が抗議した」という「事実」を固める証拠になる

労働委員会事務局の職員

労働委員会は万能ではない

労働組合は「対立」から逃げずにもっとオープンな議論を

本当の紛争解決とは「労使自治」の基盤を確立すること

ご清聴ありがとうございました

プロフィール

1. 名前： 松岡 敏裕 (まつおか としひろ)
2. 出身： 出身地は北海道函館市 出身単組は石狩市職員労働組合
3. 年齢： 63 歳

4. 経歴：

- 1978 年 04 月 石狩町役場税務課資産税土地係配属
- 1982 年 10 月 自治労北海道札幌地区本部青年婦人部常任幹事
同 副部長
自治労北海道石狩ブロック会議青年婦人部事務局長
石狩町職労青年婦人部書記長
石狩町職労書記次長
同 書記長
石狩市職労副執行委員長
石狩平和運動センター事務局長
- 2000 年 04 月 自治労北海道本部臨時執行委員 (休職)
- 2003 年 09 月 自治労北海道本部特別執行委員 (組織拡大専門員)
- 2007 年 05 月 石狩市役所離籍
- 2010 年 04 月 札幌地方裁判所労働審判員
- 2021 年 10 月 自治労北海道本部臨時執行委員 (非在籍)

5. 組織拡大関係の取り組み：

介護関係労働者 30 万人組織化

社協、公社、財団、事業団、社会福祉法人、株式会社、有限会社



全分野へ拡大 職種・官民を問わず

- 自治労北海道臨時・非常勤等職員連絡会議 2016 年 04 月まで担当
- 自治労北海道公共サービス民間労働組合協議会 現在まで担当
- 北海道福祉ユニオン 現在まで担当
- 北海道環境施設ユニオン 現在まで担当

6. 現在の担当任務：

公共サービス民間労働組合協議会、北海道環境施設ユニオン、

北海道福祉ユニオン、公社・公団・事業団、民間労働者の組織化・対策

7. 意識していること：

組織の都合にまっろわず、常に相談者の側に寄って立つ。

熱い心と社会正義。

【表1】 全労委年次別取扱件数(初審・民間企業関係事件)

年	係属件数			終結件数		次年繰越
	前年繰越	新規申立	係属計	取下・和解	命令・決定	
2011年	427	360	787	245	124(2)	418
2012年	418	335	753	228(1)	110(1)	415
2013年	415	334	749	223	113(1)	413
2014年	411	354	765	252	100(1)	413
2015年	413	331	744	254	91	399
2016年	399	290	689	214(1)	101(2)	374
2017年	374	289	663	183(1)	105(2)	375
2018年	375	289	664	200(1)	85	379
2019年	379	236	615	169	106	340
2020年	340	267	607	154	83	369

(注)()内の数字は、申立後に分離した事件で外数である。

【表2】 再審査事件状況

年	係属件数			終結件数		次年繰越
	前年繰越	新規申立	係属計	取下・和解	命令・決定	
2011年	109	89	198	35	36	127
2012年	127	75	202	56	46	100
2013年	100	94	194	40	24	130
2014年	130	60	190	24	28	138
2015年	138	60	198	36	41	121
2016年	121	76	197	46	40	111
2017年	111	62	173	38	32	103
2018年	103	64	167	63	15	89
2019年	89	74	163	29	25	109
2020年	109	62	171	23	17	131

(注)()内の数字は、申立後に分離した事件で外数である。

【表3】 平均処理日数(初審・民間企業関係事件)

年	総平均	命令・決定	取下・和解
2011年	549	540	554
2012年	403	579	315
2013年	490	705	380
2014年	375	634	264
2015年	417	647	325
2016年	433	673	320
2017年	410	606	297
2018年	409	670	298
2019年	453	675	314
2020年	430	676	298

【表4】 平均処理日数(再審査事件)

2012年	856	674	1005
2013年	532	674	447
2014年	468	525	401
2015年	613	745	481
2016年	621	815	453
2017年	522	756	325
2018年	447	513	431
2019年	615	1060	231
2020年	444	689	263

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号
所在地
申立人 名称
代表者職氏名
連絡先 電話 FAX

不当労働行為救済申立書
労働委員会規則第32条第1項の規定に基づき、次のとおり申し立てます。
記

1 申立人
上記のとおり

2 被申立人
郵便番号
所在地
名称
代表者職氏名
連絡先 電話 FAX

3 請求する救済の内容

4 当事者

5 不当労働行為を構成する具体的事実

